

論考

孫呉の正統性と國山碑

渡邊 義浩

はじめに

中国の三世紀に角逐を演じた曹魏・蜀漢・孫呉の三国のなかで、孫呉政権はその存立の正統性が他の二国に比して希薄であった。曹魏は、堯舜革命に範をとった漢魏禪讓を行い、その正統性を『禮記』禮運に求め、蜀漢は、季漢と称して漢室復興を唱えていた。これに対して孫呉は、土徳を主張したものの、それは曹魏と重複し、孫堅の祖父孫鍾を題材とした受命説話も形成されたが、それが十全の正統性を孫呉に与えたとは言い難い。そうしたなかで、孫呉が新たな正統性を主張する機会は、土徳の正統性が重複していた曹魏の滅亡後のこととなる。曹魏より禪讓を受けて金徳を主張した西晋に対して、孫呉はいかなる正統性を掲げたのであろうか。

本稿は、孫呉の天璽元（二七六）年の紀年を持つ國山碑により、陳壽の『三國志』に代表される編纂史料に記されなかつた孫呉の正統性を解明するものである。

一、漢室匡輔の形成と限界

孫呉の基礎を築いた孫堅は、董卓を陽人の戦いに破り、洛陽の陵墓を修復するなど、漢室への忠義を尽くした。孫策により集団に迎えら

れた張紘は、孫堅の行動を「漢室匡輔」という正統性にまとめあげ、それは孫権へと継承された。しかし、『三國志』卷四十六 孫討逆傳注引『呉歴』に、

（張紘）乃ち答へて曰く、「昔 周道 陵遲するも、齊・晉 並び興り、王室 已に寧く、諸侯 貢職す。今 君 先侯の軌を紹ぎ、驍武の名有り。若し丹楊に投じ、兵を呉・會に收むれば、則ち荆・揚は一にす可く、讐敵に報ゆ可し。長江に據り、威徳を奮ひ、羣穢を誅除し、漢室を匡輔せば、功業は桓（公）・文（公）に侔しく、豈に徒に外藩なるのみならんや。方今 世亂れ難多く、若し功をば成し事をば立てんとすれば、當に同好と與に俱に南に濟るべきなり」と。

とあるように、漢室匡輔は、春秋時代の齊の桓公や晉の文公に準えられる覇者の正統性であった。したがって、漢を無みして皇帝に即位した袁術より自立する正統性は提供し得たが、皇帝となり得べき正統性が漢室匡輔に含まれているわけではなかつた。

したがって、華北を統一した曹操が南下して荊州を支配し降伏を要求すると、漢室匡輔は揺らぎをみせる。張昭の降伏論のように、漢の丞相である曹操に帰順することも漢室匡輔の一つの方法だからである。これに対して、周瑜は、曹操は漢の丞相の名を楯にしているが、その実は漢に仇なす賊徒であるとして主戦論を説いたが、『三國志』卷五十四 周瑜傳、曹操と獻帝を引き離せない限り、現実的な主張では

ない。ゆえに魯肅は、「天下三分の計」を説き、漢の復興に拘らず、天下を三分して孫權が即位すべきことを主張した(『三國志』卷五十四 魯肅傳)。のちに、孫權が即位した時、魯肅を追憶したように、漢室匡輔では孫呉を建国することはできず、後漢の滅亡が近づくにつれ、正統性を転換する必要性は高まっていた。

後漢が滅亡し、曹魏が成立すると、群臣は孫權に上將軍・九州伯を称することを勧めた。しかし、孫權はこれを容れず、曹魏より呉王に封建され、九錫を授けられた。關羽の仇討ちを目指す蜀漢の劉備に攻め込まれていたのである。それでも、呉王封建の答礼の使者として曹魏に派遣された趙咨は、『三國志』卷四十七 呉主傳注引『呉書』に、趙咨言ひて曰く、「北方を觀るに終には盟を守る能はず。今日の計は、朝廷 漢の四百の際を承け、東南の運に應じ、宜しく年號を改め、服色を正して、以て天に應じ民に順ふべし」と。權之を納る。

とあるように、東南の運に應じて元號を建て、服色を正すべきであるとした。曹魏との盟約は一時的なものに過ぎなかつたのである。建安二十七年(二二二)年六月、孫權は劉備を夷陵に撃退し、九月、人質要求を断つたため攻め寄せた曹魏軍を撃破すると、黄武と改元した。黄武二(二二三)年正月には、後漢四分曆に代わつて乾象曆を採用し、土徳であることを鮮明にした。

その一方で、孫策以来の正統性である漢室匡輔は、絶望的となつていた。『三國志』卷四十七 呉主傳注引『江表傳』に、

權云ふ、「近ごろ玄徳の書を得るに、已に深く咎を引き、復た舊好を求む。前に西を名づけて蜀と爲す所以の者は、漢帝尚ほ存すの故を以てのみ。今漢 已に廢せらるれば、自づから名づけて漢中王と爲す可きなり」と。

とあるように、黄武元(二二三)十二月に劉備と友好關係を回復すると、漢帝が廢位された以上、劉備を漢中王と呼んでよいとし、後漢を「匡輔」することに絶望している。それでも孫權は、自らの即位は否定する。『三國志』卷四十七 呉主傳注引『江表傳』に、

權 辭讓して曰く、「漢家 埋替するに、存救する能はず、亦た何をか心ひて競はんや」と。羣臣 天命・符瑞を稱し、固く重ねて以て請ふも、權 未だ之をば許さず。

とあるように、漢室匡輔を果たし得なかつた孫權は、即位する正統性を得られなかつたのである。

孫策の時より掲げられた漢室匡輔は、後漢の滅亡までは孫氏の正統性を支えたが、孫呉を建国すべき正統性とは成り得なかつた。正統性の不在は、三国の中で孫權の即位を遅れさせたのである。

二、不安定な正統性と瑞祥

曹魏の建国から遅れること九年、黄龍元(二二九)年四月、黄龍と鳳凰が現れたとの瑞祥に基づき、孫權は皇帝の位に即いた。即位を天に告げる告天文には、『三國志』卷四十七 呉主傳注引『呉録』に、

孽臣の曹丕 遂に神器を奪ひ、丕の子たる叡世を繼ぎ愚を作し、名を淫し制を亂す。(孫) 權 東南に生まれ、期運に遭値す。乾を承け戎を乗り、志は世を平らかにするに在り。辭を奉じ罰を行ひ、足を擧ぐるも民の爲にす。……咸 以爲へらく、天意は已に漢より去り、漢氏は已に祀を天より絶たれりと。皇帝の位は虚しく、郊祀に主無し。休徴・嘉瑞、前後に雜沓す。歴數 躬に在らば、受けざるを得ず。

とあるように、漢を滅ぼし漢室匡輔を無にした曹魏の帝位が、不当で

あることが述べられる。それに加えて、孫權が即位すべき正統性として、東南の運氣が高まる時であることと、休徴・嘉瑞が度重なつていことが挙げられる。

これを漢魏禪讓を堯舜革命に準えることを中心に、緯書・讖緯思想および天文・分野説に基づく瑞応を挙げる曹魏の正統性と、蜀學の特徴である讖緯思想により劉備に即した緯書を制作し、漢室復興を唱える蜀漢の正統性に比べてみると、孫呉の正統性の脆弱さは否めない。

それを補うためであろう。孫呉では、孫權の即位時に止まらず、頻繁に瑞祥の報告が繰り返された。それをまとめた文末の「孫呉瑞祥年表」に現れる孫呉の瑞祥の特徴は、天册二（二七六）年までは、瑞祥に五行を特定できるような偏りがないことである。土徳を掲げる王朝なのであるから、黄龍など土徳と係わる瑞祥が多いべきだが、そのような偏りは指摘できない。それほどまでに多くの瑞祥の報告が繰り返されたのである。それが危機感の現れであることは、蜀漢の滅亡した永安六（二六三）年に、黄龍のほか青龍・白燕・赤雀と色とりどりの瑞祥が報告されていることに端的に現れる。これが天册二（二七六）年以降は、金徳（白）に統一されていくのだが、その理由については後述する。ここでは瑞祥の頻繁さが、孫呉の正統性の不安定さを示していることを指摘しておきたい。

不安定な正統性を史書により補う試みも行われた。韋昭の『呉書』である。『三國志』卷四十六 孫破虜傳注引『呉書』に、

（孫）堅 城南の甄官井の上に軍するに、且に五色の氣有り。軍を擧げて驚怪し、敢へて汲むもの有る莫し。堅人をして井に入らしめ、探りて漢の傳國璽を得。文に曰く、「命を天に受け、既に壽にして永昌たらん」と。方圓四寸、上の紐に五龍を交へ、上の一角をば缺く。

と述べられる、漢の傳國の玉璽が孫堅に受け継がれたという記述は、不安定な正統性を史書で補う試みである。しかし、裴松之は孫堅が玉璽をねこばばしたことになるこの記事を憎み、呉の史官は呉の名譽のために事実を曲げて、かえって孫堅を傷つけている、と厳しく批判している（『三國志』卷四十六 孫破虜傳注）。しかも、肝心な玉璽は、曹魏から西晉へと伝わっており（『宋書』卷十八 禮志五）、史書によって孫呉の正統性を補い得てはいない。

このため孫權は、天子としての最重要儀礼である天を祭る郊祀を行うおうとはしなかった。『三國志』卷四十七 呉主傳に、

是の冬、羣臣 權の未だ郊祀せざるを以て、奏議して曰く、「頃者 嘉瑞は屢々臻り、遠國は義を慕ひ、天意・人事、前後に備集す。宜しく郊祀を脩めて、以て天意を承くるべし」と。權曰く、「郊祀は當に土中に於てすべし。今 其の所に非ざるに、何に於て此を施さん」と。

とあるように、孫權は郊祀を行う場所は、土中（洛陽）であるべきとし、臣下の郊祀実施の勧めを拒絶している。正統性の欠如を最も認識していた者は、孫權であったかもしれない。しかし、崩御の前年の太元元（二五一）年、孫權は南郊で郊祀を行^{二〇〇}った。それは、江東で郊祀を行い得るような東南に土中を求める考え方が成立したことを想定させる。

孫權は東南の運氣と瑞祥を理由に即位したが、その正統性は他の二國に比べて弱く、頻繁な瑞祥の報告を重視せざるを得なかった。史書によってもそれを補うことは難しく、天子でありながら、天を祭る郊祀を行わない状況が長く続いた。郊祀が行われた孫權の崩御の前年には、瑞祥は見られない。東南の運氣の理念が進展したのであるか。

三、東南の運氣と禹の結合

孫呉の正統性として告天文に記される東南の運氣は、曹魏との外交の場でも主張されていた。『三國志』卷四十七 呉主傳注引『呉書』^(二二)

(陳化) 郎中令と爲り魏に使ひす。魏の文帝 酒の^{たけなわ}酣なるに因り、嘲り問ひて曰く、「呉・魏 峙立す。誰ぞ將に海内を平一せんとする者か」と。化對へて曰く、「易に稱すらく、『帝は震に^(二一)出づ』と。加へて先哲の知命なるに聞くに、舊説に、『紫蓋黃旗、運は東南に在り』と」と。

とあるように、まだ孫呉が曹魏との同盟関係にあつたころ、曹魏への使者となつた陳化は、文帝曹丕に対して『周易』説卦傳を典拠に、東から帝が出ることを主張し、また旧説として東南の運氣を説いている。「帝は震に出づ」とは、劉向・劉歆父子が包羲氏がはじめて天命を受けたことの論拠として使用したものであり(『漢書』卷二十五下 郊祀志下)、ここで陳化が述べるように、皇帝が東方より出るという意味ではない。『周易』本来の意味としては、たとえば王弼は、天帝(造物主)が震^(三)のときに万物を發動させる、と解釈している。曹丕も何のためらいもなく、周の文王は西から出たぞ、と応えたように(『三國志』卷四十七 呉主傳注引『呉書』)、論としての説得力に欠ける断章引句と言つてよい。

また、先哲の知命が伝える旧説として引用される「紫蓋黃旗、運は東南に在り」という字句は、荊州學を踏まえて偽作されたことが伝えられる。『三國志』卷四十八 三嗣主孫皓傳注引『江表傳』^(二四)に、

初め丹楊の刁玄 蜀に使ひし、司馬徽の劉廙と與に運命・曆數の事を論ずるを得。玄詐りて其の文を増して以て國人を誑して曰

く、「黃旗紫蓋、東南に見る。終に天下を有する者は、荊・揚の君ならんか」と。

とあるように、刁玄が使者として蜀を訪れたとき、司馬徽の劉廙との論を入手し、文を加えて、「黃旗紫蓋、東南に見る。終に天下を有する者は、荊・揚の君ならんか」という文言を偽作したというのである。これが韋昭により後付けで陳化の言とされたのかも知れない。

のちに東南の運氣に関する事柄は、さらに整つた形で記録された。『宋書』卷二十七 符瑞志上^(二五)に、

初め秦の始皇 東巡して、江を濟る。望氣者云へらく、「五百年の後、江東に天子の氣有りて呉に出づ。而して金陵の地、王者の勢有り」と。是に於て秦の始皇 乃ち金陵を改めて秣陵と曰ひ、北山を鑿ちて以て其の勢を絶つ。呉に至りて、又 囚徒十餘萬人をして其の地を掘汗せしめ、表すに惡名を以てし、故に囚卷縣と曰ふ、今の嘉興縣なり。漢の世に術士言ふ、「黃旗紫蓋、斗・牛の間に見れ、江東に天子の氣有り」と。獻帝の興平中、呉中謠言すらく、「黄金の車、斑闌たるのみ。昌門を開き、天子出づ」と。魏の文帝の黃初三年、夏口・武昌 並びに黃龍・鳳皇 見ると言ふ。其の年、(孫) 權 尊號を稱す。年七十一に至りて薨す。

とある。東南の運氣はすでに始皇帝のときに、五百年後に天子の氣があると指摘され、漢の世には「黃旗紫蓋」が呉・越の分野に現れ、「江東に天子の氣」があると伝えられるようになっていたという。始皇帝の東巡は始皇三十七(前二一〇)年であり(『史記』卷六 始皇本紀)、そこに五百年を加えても孫呉の成立年(二二九年)とはならない。五百年という字句は、孫呉と同様、江東の健康に首都を置いた東晉の正統性を主張するために付加されたのあろう。東晉との関わり

は後述することにして、ここでは始皇帝と東南の運氣が結びついていたことを理解できればよい。

始皇帝との関わりであれば、東南の運氣を語っていた知命の先哲が孫權に仕えている。漢室匡輔の正統性を孫氏集団に掲げさせた張紘である。『三國志』卷四十七 呉主傳注引『江表傳』に、

（張）紘（孫）權に謂ひて曰く、「秣陵は、楚の武王の置きし所、名づけて金陵と爲す。地勢は岡阜にして石頭に連なる。訪問せし故老は云へらく、『昔 秦の始皇 會稽に東巡して此の縣を経るに、望氣者云へらく、「金陵の地形は王者の都邑の氣有り」と。故に連岡を掘斷し、名を秣陵と改む」と。

とあるように、張紘は、秦の始皇帝が、會稽に東巡した際に、望氣者が金陵に王者の都邑の氣があるとしたことを嫌い、地形と地名を変えたとの「旧説」を孫權に伝えている。陳化の言は、これに基づくのであろう。ただし、東南の運氣単独では、曹魏・蜀漢に比べて、正統性として薄弱なことは、すでに述べたとおりである。そこで曹魏が滅亡したことを機に、東南の運氣は禹と結合されていく。

呉には古くから禹に関する伝説が残されている。『史記』卷二一夏本紀に、「帝禹 東のかた巡狩し、會稽に至りて崩ず」とあり、『漢書』卷二十八上 地理志上に、「（會稽郡）山陰、會稽山 南に在り、上に禹冢・禹井有り」とあるように、禹は會稽で崩御したとされ、會稽山には禹の塚もある。孫策の拠点が會稽に置かれ（『三國志』卷四十六 孫討逆傳）、孫權が孫會稽と呼ばれていたことを想起すると（『三國志』卷四十七 呉主傳）、禹と會稽との関わりは、孫呉の正統性にとって看過し得ない重要性を持つ。その禹が金徳であることを踏まえながら、會稽山との繋がり伝える説話が『呉越春秋』に残されている。『呉越春秋』卷六 越王無余外傳に、

（禹）乃ち黄帝中經曆を案ずるに、蓋し聖人の記する所に曰く、「九山の東南に天柱在り、號して宛委と曰ふ。赤帝 闕に在り、其の巖の巔に、承ふるに文玉を以てし、覆ぐるに磐石を以てす。

其の書 金簡に、青玉もて字を爲り、編むに白銀を以てし、皆其の文を琢にす。禹 乃ち東巡して、衡嶽に登り、白馬を血ぬらして以て祭るも、求むる所に幸れず。禹 乃ち山に登り、天を仰ぎて嘯く。因りて夢に赤繡衣の男子、自ら玄夷蒼水の使者と稱するを見る。『聞くならく、帝は命を斯に文せしむと。故に來りて之を候ふ。厥の歳月に非ざれば、將に告ぐるに期を以てせよ。無爲に戲吟し、故に覆釜の山に倚歌す』と。東顧して禹に謂ひて曰く、『我山の神書を得んと欲する者は、黄帝の巖嶽の下に齋せよ。三月庚子、山に登り石を發せば、金簡の書 存す』と。禹 退ぞぎ、又 齋す。三月庚子、宛委山に登り、金簡の書を發し、金簡の玉字を案じ、通水の理を得』と。

とある。宛委・衡嶽とともに會稽山のことで、會稽山と禹との繋がり伝える説話である。これによれば、禹は、赤帝が金簡に青玉で書き白銀で綴じた秘書を、黄帝のもとで齋したのち入手した、という。

『呉越春秋』の著者である趙曄は、後漢章帝期の會稽郡山陰縣の人で、韓詩を学び、『詩細歷神淵』を著した。のちに蔡邕が會稽で『呉越春秋』を読み、『論衡』より優れていると中原に広めたという（『後漢書』列傳六十九下 儒林 趙曄傳）。趙曄は、章帝期の今文系の儒者であるから、五行相生説に通じていたはずで、金徳の白帝である禹が、火徳の赤帝（漢、そして堯を象徴する）の秘書を直ぐには受け取るこゝろとがでないと考え、土徳の黄帝のもとに齋させたのち、金簡に青玉で書き白銀で綴じた秘書を手に入れたのであろう。金徳の象徴は、白だけではなく石・玉をも含むので、この秘書が金徳の禹のた

めに用意されたものであることは間違いない。

二六五年に曹魏が滅亡することにより、孫呉は東南の運氣と金徳の禹とを結合することが可能となった。すでに述べたように、孫呉は、建国以前に曹魏より呉王に封建され、九錫を受けている。すなわち、後漢から曹魏への禪讓を承認するとともに、曹魏の禪讓を受ける資格を有しているのである。^(三三)しかも、曹魏の末、孫呉は司馬氏に抵抗する母丘儉・文欽・諸葛誕を支援し、司馬氏と戦っている。曹魏の正統性である土徳を継承して、西晋に対抗する。そのために金徳を主張することは、それほど無理のある発想ではない。

ただし、その主張は、孫皓の即位直後ではなく、さまざま具体的な君主権強化政策が採られたあとに始められた。^(三四)『三國志』卷四十八孫皓傳に、

天璽元年、呉郡言へらく、「臨平湖 漢末より草穢もて壅塞するも、今更めて開通す。長老 相傳ふるに、『此の湖 塞がれば、

天下 亂れ、此の湖 開かば、天下 平らぐ』と」と。又「湖邊に於て石函を得、中に小石有り、青白色、長さ四寸、廣さ二寸餘り。上に刻みて皇帝の字を作る」と。是に於て年を改め大赦す。

とあるように、天冊二(二七六)年、呉郡より石函の中から上に皇帝と書かれている青白色の小石が発見されたとの報告があり、孫皓はこれを天璽と見なして、七月に改元した。金徳を象徴する石の瑞祥である。翌八月には、『三國志』卷四十八 孫皓傳に、

(天璽元年秋八月) 鄱陽 言へらく、「歴陽山に石の文理 字を成すこと、凡そ二十。『楚は九州の渚、呉は九州の都、揚州の土、天子と作り、四世にして治まり、太平 始まる』と云ふ」と。

とあるように、歴陽山にも石の瑞祥が現れた。孫權から孫皓までは四世であるから、孫皓の世に太平が始まるとの金徳の瑞祥である。『三

國志』卷四十八 孫皓傳注引『江表傳』には、さらに詳しく、

歴陽縣に石山有りて水に臨み、高さ百丈、其の三十丈の所に、七穿有りて駢羅なり。穿中の色は黄赤、本體と相似ず、俗に相傳へて之を石印と謂ふ。又云ふ、「石印の封 發すれば、天下は當に太平たるべし」と。下に祠屋有り、巫祝 言ふに、「石印の神 三郎有り」と。時に歴陽長 表上して石印 發すと言ひ、(孫)皓 使を遣はして太牢を以て歴山を祭らしむ。巫言ふに、「石印の 三郎は天下 方に太平たらんとすと説く」と。使者 高梯を作り、上りて印文を看、詐りて朱書を以て石に二十字を作り、還りて以て皓に啓す。皓 大いに喜びて曰く、「呉 當に九州の爲に都渚と作るべきか。大皇帝より孤に及ぶまで四世なり。太平の主、孤に非ざれば復た誰ぞ」と。重ねて使を遣はし、印綬を以て三郎を拜して王と爲す。又 石を刻みて銘を立て、靈徳を褒贊して以て休祥に答ふ。

と伝えられる。孫皓は、石印の瑞祥に喜び、太牢で歴山を祭り、王の印綬を石印の神三郎に捧げ、この瑞兆を記念する碑を建立したという。「天發神讖碑」である。天發神讖碑は、清の嘉慶十(一八〇五)年に焼失したが、拓本は現存している。宋拓・明拓・清拓を持っていた羅振玉に「天發神讖碑補考」があるが、^(三五)残欠が多く、費字が神讖の五十六字を読み、曆数の永えに大呉に帰することを甄らかにし、上天は宣命して太平を昭告している、との大意を掴めるだけである。

瑞祥は続く。石印の瑞祥を記した八月の条に続けて、『三國志』卷四十八 孫皓傳に、

又 呉興の陽羨山に空石有り、長さ十餘丈、名づけて石室と曰ひ、在所に表れて大瑞と爲る。乃ち兼司徒董朝・兼太常周處を遣はし陽羨縣に至り、國山を封禪せしむ。明年の元を改め、大赦して、

以て石文に協ふ。

とあるように、金徳を象徴する石の瑞祥が、陽羨山に現れた。陽羨の國山を封禪し、翌年を天紀と改元することを定めた孫皓は、ここでも碑を建立した。「國山碑」である。國山碑は江蘇省宜興縣張諸鎮の董山上に現存し、文もほぼ読めるので、次節で詳細に検討したい。ここでは、その特異な形状だけを取りあげる。

天璽元（二七六）年の紀年を持つ國山碑は、篆書で書かれ、四十三行で行ごとに二十五字。東西二面が広く、南北二面が狭い楕円形の碑で、東西南北の四面に文字が刻まれる。俵を縦に立てたような形状は、同じく天璽元年の紀年を持つ天發神讖碑と似ていたとされ、紹興市の禹廟に残る「窆石」とも共通する。窆石とは、棺を墓穴におろすときに、支えとして用いる石柱のことであるが、この石は、禹の乗った石船と考えられてきた。^{三九}『太平寰宇記』卷九十六 江南東道人に、

禹廟の側に石船有り、長さ一丈、禹の乗る所と云ふなり。孫皓其の背に刻みて以て功を述ぶ。後人皓の勲に紀す可き無きを以て、乃ち船を覆ひて字を刻み、其の船中析す。

とあるように、孫皓は禹廟の石船とされていた窆石に自分の功績を刻んでいる。孫皓が禹と自分を関係づけようとしたことが分かる。しかも、金徳を記す國山碑と天發神讖碑とが、漢碑とは大きく異なる、窆石と似た形状で造られていることは、孫皓が禹と金徳を結びつけ、それにより自分の正統化を図ろうとしていたことを示す。

孫呉の正統性の論拠であった東南の運氣は、始皇帝の東巡時の説話をもとに作成されたものであり、始皇帝も東巡した會稽山には、禹に關する伝説が残存していた。ところが、禹は金徳であるため、土徳を主張していた孫呉はこれを利用できなかった。しかし、西晉により曹魏が滅ぼされたため、孫呉は金徳を称し得ることになった。かつて曹

魏の皇帝より、呉王・九錫を賜与された孫呉が、司馬氏に滅ぼされた曹魏に代わる金徳の王朝として正統性を継承するのである。こうした思想の表出のなかで、建てられたものが國山碑である。

四、國山碑に現れた孫呉の正統性

國山碑は、宋の趙彥衛『雲麓漫鈔』が「封禪碑（國碑）」として全文を著録し、清の王旭『金石萃編』は「禪國山碑」として『集古錄』以来の議論とともに全文を著録する。^{四〇}清の呉騫『國山碑考』は、過去の著録および拓本・原石を詳細に検討して、これを「國山碑」と称し、井波陵一（編）『魏晉石刻資料選注』は「禪國山碑」と呼んで、詳細な注を付けたうえで訓読している。^{四一}『太平寰宇記』卷九十二 江南東道四に、

國山は、（宜興）縣の西南五十里に在り。輿地志に云ふ、「本の名は離里山、山は九岑有りて相連なり、一に昇山と名づく」と。

吳の五鳳二年、其の山大石の自立するを墮とし、高さ九尺三寸、^{四二}大さ十三圍三寸なり。歸命 後に又 司空の董朝・太常の周處を遣はして陽羨に至り、封禪して中岳と爲し名を國山に改めしむ。

とあるように、國山は山の名であり、そこで封禪を行ったことを顕彰する碑であるため、「禪國山碑」ではなく、「國山碑」と呼ぶことが妥当である。また「歸命」侯の孫皓が離里山を國山に改名すると共に、これを「中岳」と称した、という記述にも注目したい。漢代では中岳とは、武帝が東岳泰山で封禪をする前に、礼式どおりに登った太室山（嵩山）のことであり（『漢書』卷二十五上 郊祀志上）、國山をこれに準えることは、自らの地域を世界の中心と觀念化する小中華の考え^{四三}方である。これが、孫權の末年より、東南の地で郊祀を行い得た地政

夫れ大徳宜しく報ずべく、大命宜しく彰らかにすべし。乃ち柔兆涓灘の歳を以て、欽みて上天に若^かひ、月をば正し元を革め、天を郊し地を祭り、天璽と紀號して、用て明命を彰らかにせん。

是に於て丞相の沈、太尉の(弘)璆、大司徒の爨、大司空の(董)朝、執金吾の(滕)脩、城門校尉の(孫)歆、屯騎校尉の(張)悌、尚書令の(丁)忠、尚書の(岑)昏・直・晃・(甘)昌、國史の(薛)瑩・(華)覲ら、僉以爲へらく、天道は元嘿なるも、瑞を以て眞を表し、今衆瑞畢く至り、四表は納貢し、幽荒・百蠻は、海に浮びて化を慕ひ、九垓・八埏、澤を被らざるは罔し。率ね典繇を按ずるに、宜しく先づ禪禮を行ひ、天命を紀勒すべしと。遂に呉興の國山の陰に於て、告祭して石に刊して、以て乾命を對揚し、坤徳を廣報して、副へて天下喁喁の望を慰めん。

中書東觀令史・立信中郎將の臣蘇建書する所。刻工の殷政・何赦

それでは國山碑の内容を検討しよう。第一段落は残欠が多く、明確に文意を把握することはできないが、大意としては孫呉の治世を顕彰し、それに天が感応したことを述べている。第二段落は、天の感応の具体的な事例が列挙され、孫皓の即位により生じた二十九種類の瑞祥とその発生件数が述べられる。それらのなかで金徳の象徴である白玉・石と関係があるものは、①金冊青玉符、⑥白鹿・白麕・白兔、⑦白雉・白鳥・白鵠、⑨白雀・白燕、⑩白鯉、⑭明月火珠・璧流離、⑯大寶神璧・水青穀璧、⑰玉燕・玉羊・玉鳩、⑱石室山の石・石印・石鏡、⑳秘記・讖文・玉版、㉑玉人・玉印、㉒玉口・玉瑄・玉環・玉珎・玉鈎・玉稱、㉓玉尊・玉盃・玉盤・玉罍の十三例である。文末に掲げた「孫呉瑞祥年表」に比べて、ここでは金徳の瑞祥に明らかな偏在が認められる。なかでも①金冊青玉符は、『呉越春

秋』で禹が入手した白徳を象徴する秘書の形状と似ており、孫皓が禹の金徳を正統性として掲げていることを端的に示す。また、3には、建国当初より孫呉が掲げてきた東南の運氣を象徴する「黄旗紫蓋」が呉・越の分野に現れたことが述べられており、建国以来の孫呉の正統性である東南の運氣と禹の金徳とが結合されている。

第三段落は、孫皓が受けた玉璽と改元の理由を述べている。その際、(1)に陳化が曹魏の文帝に述べた『周易』説卦傳の「帝は震に出づ」という文言が掲げられていることに注目したい。第二段落の3「黄旗紫蓋」とともに東南の運氣の主張と考え得るためである。また、(2)には、上天より玉璽を受けたことが述べられ、金徳が主張される。これに、第二段落の①「金冊青玉符」、さらには禹廟の窆石に似た碑の形状を考え合わせると、孫呉の正統性として禹の金徳が主張されていることを理解できる。第二・第三段落より、國山碑に現れた孫呉の正統性は、東南の運氣と禹の金徳との結合と理解できるのである。

第四段落は、官僚が列挙され、『三國志』等の編纂資料より判明する者の姓を()で補うことができる。真碑であることの傍証となる。第五段落の蘇建、殷政・何赦については不明である。

こうして建国以来、正統性の不安定さに苦しんだ孫呉は、天璽元(二七六)年に東南の運氣と禹の金徳を結合させる孫呉独自の正統性を創りあげたのである。しかし時すでに遅く、天紀四(二八〇)年、孫呉は滅亡した。滅亡に際して、孫皓は、『三國志』卷四十八孫皓傳注引『江表傳』^(四)に、

孤に至りて徳なく、嗣守成緒するも、黎元を懷集する能はず、多く咎闕を爲して、以て天度に違ふ。闇昧の變、反て之を祥と謂ひ、南蠻をして逆亂を致さしめ、征討して未だ克たず。……天の呉を亡ぼすに匪ず、孤の招く所なり。

と舅の何植に書を与え、「闇昧の^(四七)変」をかえつて「祥」としたことを詫びている。孫皓は分かっていたのである。すでに正統性により国力の回復が計れない状態に孫呉が追い詰められていたことを。

孫呉の創造した正統性は、同じく金徳で建康に首都を置く東晉へ継承された。『水經注』卷四十 漸江水に、

孫皓の天璽元年、呉郡 上言すらく、「臨平湖 漢末より穢塞するに、今更めて開通す。又湖邊に石函を得、函中に小石有り、青色、長さ四寸、廣さ二寸餘、刻みて皇帝の字を作る」と。是に于て天冊を改め天璽元年と爲す。孫盛 以爲へらく、「元皇の中興の符徴、五湖の石瑞なり」と。

とあるように、東晉の孫盛は、孫皓の天冊二(二七六)年に出現した金徳の石璽の瑞祥を東晉の元帝司馬睿が晉を中興する符瑞と認識しているのである。むしろ、それ以前の西晉においても、孫呉の金徳を語ることができなかった。陳壽の『三國志』は、國山碑の第三段落に述べ立てられる多くの瑞祥すべてを記載することはなかった。西晉末の王嘉が著した『拾遺記』卷八には、

孫堅の母 堅を妊むの時、夢に腸 出でて腰を繞り、一童女有り之を負ひ呉の閭門の外を繞る。又 授くるに芳茅の一茎を以てす。童女 語りて曰く、「此れ善祥なり。必ず才雄の子を生まん。今母に賜ふに土を以てするは、翼軫の地に王たりて、天下に鼎足すればなり。百年の中 應に異寶を以て人に授くらるべし」と。語畢はりて覺め、日起きて之を筮す。筮者曰く、「夢みる所の童女母を負ひて閭門を繞るは、是れ太白の精、感化して夢に來たるなり」と。夫れ帝王の興るや、必ず神跡の自づから表るる有り。白氣なる者は、金色なり。呉 滅ぶに及びて晉 踐阼するは、夢の徴なり。

とある。明らかに最後の一文は付け足しである。呉が滅亡し晉が興るという認識は歴史事実と合致せず、晉の瑞祥を孫堅の母に表す必要性もない。『三國志』卷四十六 孫破虜傳注引『呉書』には、

母 堅を懷妊するに及び、夢に腸 出でて呉の昌門を繞り、寤めて之を懼れて、以て鄰母に告ぐ。鄰母曰く、「安んぞ吉徴に非ざるを知るや」と。

とあり、『拾遺記』に残る説話が、本来、孫堅の誕生をめぐる奇譚瑞祥であり、そこに五行の思想が含まれていないことを理解できる。

『呉書』をまとめた韋昭が獄死した二七三年の段階では、孫呉を金徳とする説は、未だ成立していないのである。また、『三國志』卷四十七 呉主傳には、

初め興平中、呉中の童謡に曰く、「黄金の車、斑闌たるのみ。昌門を闔き、天子 出づ」と。

とある。呉の夫差が作ったとされる呉の西の郭門である昌門が、『三國志』卷四十七 呉主傳注)、孫堅の瑞祥に用いられるのは、かかる謠の流行と関係がある。前掲した『宋書』卷二十七 符瑞志上では、この謠は、黄金の「黄」に着目され、「黄旗紫蓋」とともに、東南の運氣により、土徳の孫呉が成立する瑞祥の一つとされている。

『拾遺記』では、さらに筮者を加え金徳を説かせることにより、『呉越春秋』と同じ、赤徳からの二段変化を語らせている。すなわち、童女が土をくれることにより土徳の王朝として成立した孫呉は、本来は白氣を持つ金徳の王朝なのである。しかし、金徳を主張している西晉では、この説話はそのままの存続を許されず、本来孫堅のために用意された白氣は、西晉の出現の瑞祥とされた。こうして孫呉の正統性は隠蔽され、宋代の正閏論でも、孫呉の正統性が議論されることはなかったのである。

おわりに

孫呉政権では、孫堅の漢への忠義より帰納した「漢室匡輔」という正統性が、後漢の滅亡により効力を減退させていた。そのため他の二国より遅れて即位した孫権は、東南の運氣と瑞祥を正統性の拠り所に土徳を標榜するが、土徳は曹魏と重複し、その正統性は不安定であった。したがって、それを補うための瑞祥の報告は頻発し、郊祀も当初は行うことができなかった。

土徳を掲げる曹魏の滅亡を機に、孫皓は政権の新たな正統性のため東南（揚州、會稽）で崩御した禹を顕彰した。これにより孫呉は、東南の運氣と禹の金徳を結合する独自の正統性を持ち得たが、まもなく孫呉は滅亡した。曹魏を継承して金徳を主張することは、西晋の正統性と重複するため、西晋の陳壽は『三國志』にこれを記さなかった。東晋は金徳のまま孫呉の東南の運氣までも踏襲したので、東晋期の資料も同じくそれを伝えない。こうしたなか、一次史料である國山碑だけが、孫呉が末期に東南の運氣と禹の金徳の結合により自らを正統化したことを今日に伝えるのである。

《注》

- (一) 曹魏の禪讓が堯舜革命に基づきながら、『禮記』禮運の「天下爲公」という理念により正統化されていたことについては、渡邊義浩『三國時代における「公」と「私」』、『日本中國學會報』五五、二〇〇三年、『三國政権の構造と「名士」』汲古書院、二〇〇四年）を参照。
- (二) 『異苑』などに残る孫鍾が瓜を与える代わりに天子を出すべき墓地を教えられたという受命説話が、風水思想の影響下にあることについては、柳瀬喜代志

『呉王朝受命譚考——『三國志』注所載話をめぐって』、『中国詩文論叢』一三、一九九四年）を参照。

(三) 孫呉政権の形成における孫堅の位置、および漢室匡輔については、渡邊義浩『孫呉政権の形成』、『漢學會誌』三八、一九九九年、『三國政権の構造と「名士」』前掲に所収）を参照。また、漢室匡輔が孫策の戦略に有効であったことは、方詩銘『三國人物散論』（上海古籍出版社、二〇〇〇年）、王永平『孫呉政治与文化史論』（上海古籍出版社、二〇〇六年）にも指摘されている。

(四) 張紘、乃答曰、昔周道陵遲、齊・晋並興、王室已寧、諸侯貢職。今君紹先侯之軌、有驍武之名。若投丹楊、收兵吳・會、則荆・揚可一、讐敵可報。據長江、奮威徳、誅除羣穢、匡輔漢室、功業侔於桓（公）・文（公）、豈徒外藩而已哉。方今世亂多難、若功成事立、當與同好俱南濟也。『三國志』卷四十六 孫討逆傳注引『呉歴』。

(五) 『三國志』卷五十四 魯肅傳に、「孫）權尊號を稱し、壇に臨み、顧みて公卿に謂ひて曰く、「昔魯子敬嘗に此れを追ふ。事勢に明らかと謂ふ可し」と（孫）權稱尊號、臨壇、顧謂公卿曰、昔魯子敬嘗道此。可謂明於事勢矣」とある。

(六) 『三國志』卷四十七 呉主傳注引『江表傳』に、「權の羣臣議すに、『以爲へらく、宜しく上將軍・九州伯と稱し、魏の封を應受せざるべし』と。權曰く、『九州伯は、古に於て未だ聞かざるなり。昔沛公も亦た項羽の拜を受け漢王と爲る。此れ蓋し時宜なるのみ、復た何をか損なはんや』と。遂に之を受く（權羣臣議、以爲、宜稱上將軍・九州伯、不應受魏封。權曰、九州伯、於古未聞也。昔沛公亦受項羽拜爲漢王。此蓋時宜耳、復何損邪。遂受之）」とある。

(七) 趙咨言曰、觀北方終不能守盟。今日之計、朝廷承漢四百之際、應東南之運、宜改年號、正服色、以應天順民。權納之。『三國志』卷四十七 呉主傳注引『呉書』。

(八) 東南とは揚州のことである。『周禮』夏官司馬 職方氏に、「東南を揚州と曰ふ。其の山鎮を會稽と曰ひ、其の澤藪を具區と曰ふ。……其の利は金錫竹箭なり（東南曰揚州。其山鎮曰會稽、其澤藪曰具區。……其利金錫竹箭）」とある。

(九) 王素・宋少華・羅新「長沙走馬樓簡牘整理の新収獲」《文物》一九九一—一九九五年)が、長沙走馬樓呉簡に、「建安廿七年、折咸米四斛」とあることを紹介するように、孫呉は曹魏に臣禮を取りながらも、曹魏の元號である黃初を用いず、後漢の元號である建安を用い続けていた。

(一〇) 後漢四分曆に代わって劉洪が作成した乾象曆については、渡邊義浩・小林春樹(編)『全譯後漢書』志(一) 律曆(汲古書院、二〇〇四年)を参照。

(一一) 『三國志』卷四十七 呉主傳注引『江表傳』に、「(孫) 權 五徳の運を推し、以爲へらく土行は未を用て祖し辰もて臘すと(孫) 權推五徳之運、以爲土行用未祖辰臘」とある。

(一二) 權云、近得玄徳書、已深引咎、求復舊好。前所以名西爲蜀者、以漢帝尚存故耳。今漢已廢、自可名爲漢中王也(『三國志』卷四十七 呉主傳注引『江表傳』)。

(一三) 權辭讓曰、漢家堯舜、不能存救、亦何心而競乎。羣臣稱天命・符瑞、固重以請、權末之許(『三國志』卷四十七 呉主傳注引『江表傳』)。

(一四) 孽臣曹丕遂奪神器、丕子欲繼世作惡、淫名亂制。(孫) 權生於東南、遭值期運、承乾秉戎、志在平世。奉辭行罰、舉足爲民。……咸以爲、天意已去於漢、漢氏已絶祀於天。皇帝位虛、郊祀無主。休徵・嘉瑞、前後雜沓。歷數在躬、不得不受(『三國志』卷四十七 呉主傳注引『呉録』)。

(一五) 渡邊義浩「三國時代における『公』と『私』」(前掲)のほか、曹丕の即位に使われた讖緯思想については、平秀道「魏の文帝と圖讖」《龍谷大学論集》四〇四、一九七四年)、天文・分野説については、小林春樹「三國時代の正統理論について」《東洋研究》一三九、二〇〇一年)を参照。

(一六) 渡邊義浩「死して後已む——諸葛亮の漢代的精神」《漢学会誌》四二、二〇〇二年)、『三國政權の構造と「名士」前掲に所収)のほか、劉備の即位に使われた讖緯思想については、平秀道「蜀の昭烈帝と讖緯」《龍谷大学論集》四〇九、一九七七年)、讖緯思想を特徴とする蜀學については、吉川忠夫「蜀における讖緯の学の伝統」《讖緯思想の総合的研究》国書刊行会、一九八四年)を参照。

(一七) 韋昭の『呉書』が孫呉の正統化を目的としたことについては、満田剛「韋昭の『呉書』について」《創価大学人文論集》一六、二〇〇四年)、陳博「試論韋昭『呉書』的特点及其價值」《歴史文獻研究》五、一九九五年)を参照。また、韋昭の学問傾向については、池田秀三「『国語』 韋昭注への覚え書」《中国の礼制と礼学》朋友書店、二〇〇一年)を参照。

(一八) (孫) 堅軍城南甌官井上、且有五色氣、舉軍驚怪、莫有敢汲。堅令人入井、探得漢傳國璽。文曰、受命于天、既壽永昌。方圓四寸、上紐交五龍、上一角缺(『三國志』卷四十六 孫破虜傳注引『呉書』)。

(一九) 是冬、羣臣以權未郊祀、奏議曰、頃者嘉瑞屢臻、遠國慕義、天意・人事、前後備集。宜脩郊祀、以承天意。權曰、郊祀當於土中。今非其所、於何施此(『三國志』卷四十七 呉主傳注引『江表傳』)。

(二〇) 『三國志』卷四十七 呉主傳に、「冬十一月、大赦す。(孫) 權 南郊に祭りて還り、疾に寝ぬ(冬十一月、大赦。(孫) 權祭南郊還、寢疾)」とある。

(二一) (陳化) 爲郎中令使魏、魏文帝因酒酣、嘲問曰、呉・魏時立。誰將平一海内者乎。化對曰、易稱、帝出乎震。加聞先哲知命、舊說、紫蓋黃旗、運在東南(『三國志』卷四十七 呉主傳注引『呉書』)。

(二二) 王弼は、「帝なる者は、生物の主、興益の宗、震より出でて巽に齊とふなり(帝者、生物之主、興益之宗、出震而齊巽也)」《周易正義》卷四 益卦)と述べ、帝を天帝と理解している。

(二三) 司馬徽・宋忠を中心とする荊州學において、『周易』が『春秋左氏傳』と並んで尊重されたことは、加賀栄治『中国古典解釈史』魏晉篇(勁草書房、一九六四年)を参照。

(二四) 初丹楊刁玄使蜀、得司馬徽與劉虞論運命・曆數事。玄許增其文以誑國人曰、黃旗紫蓋、見於東南。終有天下者、荆・揚之君乎(『三國志』卷四十八 三嗣主孫皓傳注引『江表傳』)。

(二五) 初秦始皇東巡、濟江。望氣者云、五百年後、江東有天子氣出於呉。而金陵之地、有王者之勢。於是秦始皇乃改金陵曰秣陵、鑿北山以絶其勢。至呉、又令囚徒十餘萬人掘汗其地、表以惡名、故曰囚卷縣、今嘉興縣也。漢世術士言、黃旗

紫蓋、見於斗・牛之間、江東有天子氣。獻帝興平中、呉中謠言、黃金車、斑關耳。開昌門、出天子。魏文帝黃初三年、夏口・武昌並言黃龍・鳳皇見。其年、(孫)權稱尊號。年至七十一而薨。『宋書』卷二十七 符瑞志上)。

(二六) 斗の十一度より牛を経て須女の七度までは星紀の次といい、呉・越の分野である。『續漢書』志六 郡國志注)。

(二七) (張) 紘謂(孫)權曰、秣陵、楚武王所置、名爲金陵。地勢岡阜連石頭。訪問故老云、昔秦始皇東巡會稽經此縣、望氣者云、金陵地形有王者都邑之氣。故掘斷連岡、改名秣陵。『三國志』卷四十七 呉主傳注引『江表傳』)。

(二八) 帝禹東巡狩、至于會稽而崩。『史記』卷一 夏本紀)。

(二九) (會稽郡) 山陰、會稽山在南、上有禹冢・禹井。『漢書』卷二十八上 地理志上)。

(三〇) (禹) 乃案黃帝中經曆、蓋聖人所記曰、在于九山東南天柱、號曰宛委。赤帝在闕、其巖之巔、承以文玉、覆以磐石。其書金簡、青玉爲字、編以白銀、皆豫其文。禹乃東巡、登衡嶽、血白馬以祭、不幸所求。禹乃登山、仰天而嘯。因夢見赤繡衣男子、自稱玄夷蒼水使者。聞 帝使文命于斯、故來候之。非厥歲月、將告以期。無爲戲吟、故倚歌覆釜之山。東顧謂禹曰、欲得我山神書者、齋於黃帝巖嶽之下。三月庚子、登山發石、金簡之書存矣。禹退、又齋。三月庚子、登宛委山、發金簡之書、案金簡玉字、得通水之理。『吳越春秋』卷六 越王無余外傳。本稿では、四部叢刊本を底本とし、周生春『吳越春秋輯考匯考』(上海古籍出版社、一九九七年)、苗麓(校點) 辛正(審訂)『吳越春秋』(江蘇古籍出版社、一九九九年)、張寬(校注)『吳越春秋校注』(岳麓書社、二〇〇六年)を参照した。なお、『吳越春秋』は、『四庫全書總目提要』が小説家の言に近いとしながら、漢・晉の間の稗官の雜記の類であるとして史部の載記に列するよう、史書と歴史小説の中間と捉えられることが多い。現在では、陳橋駅のように編年体の史書と捉える立場・袁行霽のように歴史散文と捉える立場・陳中凡や黃仁生のように歴史小説と捉える立場があることについては、王鵬『當代『吳越春秋』研究簡述』(『黃山學院院報』七十五、二〇〇五年)を参照。(三)『漢書』卷二十七上五行上に、「劉歆以爲へらく、金石は同類なりと。……

劉歆以爲へらく、石は白色をば主と爲し、白祥に屬すと(劉歆以爲、金石同類。……劉歆以爲、石白色爲主、屬白祥)とある。さらに、後述の國山碑では石を玉と表記している。

(三一) 王に封建され、九錫を受け、禪讓の資格を得ることを「魏武輔漢の故事」と称することは、石井仁『曹操 魏の武帝』(新人物往來社、二〇〇〇年)を参照。

(三二) 孫皓の君主権力強化策については、渡邊義浩『孫呉政權の展開』(『漢学會誌』三八、一九九九年、『三國政權の構造と「名士」前掲に所収)を参照。

(三三) 天璽元年、呉郡言、臨平湖自漢末草穢壅塞、今更開通。長老相傳、此湖塞、天下亂、此湖開、天下平。又於湖邊得石函、中有小石、青白色、長四寸、廣二寸餘。刻上作皇帝字。於是改年大赦。『三國志』卷四十八 孫皓傳)。

(三四) (天璽元年秋八月) 鄱陽言、歷陽山石文理成字、凡二十。云、楚九州渚、呉九州都、揚州士、作天子、四世治、太平始。『三國志』卷四十八 孫皓傳)。

(三五) 歷陽縣有石山臨水、高百丈、其三十丈所、有七穿駢羅。穿中色黃赤、不與本體相似、俗相傳謂之石印。又云、石印封發、天下當太平。下有祠屋、巫祝言、石印神有三郎。時歷陽長表上言石印發、(孫)皓遣使以太牢祭歷山。巫言、石印三郎說天下方太平。使者作高梯、上看印文、詐以朱書石作二十字、還以啓皓。皓大喜曰、呉當爲九州作都渚乎。從大皇帝及孤四世矣。太平之主、非孤復誰。重遣使、以印綬拜三郎爲王。又刻石立銘、褒贊靈德以答休祥。『三國志』卷四十八 孫皓傳注引『江表傳』)。

(三六) 羅振玉『天發神讖碑補考』(『羅雪堂先生全集』第六編、台湾大通書房、一九七六年)。なお、『羅雪堂先生全集』第六編には、先行する周在浚『天發神讖碑考』・汪飯『天發神讖碑續考』も収録されている。また、井波陵一(編)『魏晉石刻資料選注』(京都大学人文科学研究所、二〇〇五年)も参照。

(三七) 又呉興陽羨山有空石、長十餘丈、名曰石室、在所表爲大瑞。乃遣兼司徒董朝・兼太常周處至陽羨縣、封禪國山。改明年元、大赦、以協石文。『三國志』卷四十八 孫皓傳)。

(三八) 魯迅『會稽禹廟窆石考』(『魯迅全集』第八卷 集外集拾遺補編、人民文学出版社、一九八一年)は、自らの窆石調査の記録を著し、窆石が禹の石船と考え

られていることを批判している。

(四) 禹廟側有石船、長一丈、云禹所乘也。孫皓刻其背以述功焉。後人以皓無勳可紀、乃覆船刻字、其船中析、《太平寰宇記》卷九十六、江南東道八。

(四) 趙彥衛『雲麓漫鈔』(中華書局、一九九六年)、王旭『金石萃編』《石刻史料新編》新文豐出版公司、一九八二年)。

(四) 吳騫『國山碑考』《叢書集成初編》商務印書館、一九三九年)、井波陵一(編)『魏晉石刻資料選注』(前掲)。また、『魏晉石刻資料選注』の作成とともにに行われた研究の成果を踏まえ、宮宅潔は「正統観はいかに展開されたか——上尊号碑から辟雍碑まで」《『石刻が語る三国時代』京都大学人文科学研究所、二〇〇五年》という公開シンポジウムのパンフレットと、二〇〇六年三月に行

われた京都大学人文科学研究所第2回 TOKYO 漢籍 SEMINAR での「魏・蜀・呉の正統論」という報告のなかで、「禪國山碑」に触れている。文章化されている前者によれば、空石・天發神識碑・禪國山碑の形態の相似は、江南独特の石刻文化の存在を示すとし、符瑞の最初の項目と『吳越春秋』との共通性は、江南土着の神話的世界の取り込みとしている。

(四) 國山、在(宜興)縣西南五十里。輿地志云、本名離里山、山有九岑相連、一名昇山。吳五鳳二年、其山墮大石自立、高九尺三寸、大十三圍三寸。歸命後又遣司空董朝・太常周處至陽羨、封禪爲中岳改名國山。《太平寰宇記》卷九十二、江南東道四)。

(四) たとえば日本が、天皇を頂点に統治権の及ぶ範囲を化内、その外部を天皇の教化の及ばない化外と区別するとともに、夷狄である蝦夷・隼人とともに蕃国である朝鮮諸国をも化外と位置づけ、律令法体系の中に華夷思想を反映させ、中華である中国に対しては東夷でありながら、国内に対しては中華(小中華)となり、重層的な「中心と周縁」のシステムを敷いたことについては、渡邊義浩・吉井明「世界史教育における「中心—周縁」論をめぐる若干の問題」《僻地教育研究》四九、一九九五年)を参照。

(四) 『三國志』卷四十七、吳主傳に、「孫權 字は仲謀、兄の策 諸郡を定め、時に權年十五、以て陽羨長と爲る(孫權字仲謀、兄策定諸郡、時權年十五、以爲

陽羨長)とある。

(四) 至孤末德、嗣守成緒、不能懷集黎元、多爲咎闕、以違天度。闇昧之變、反謂之祥、致使南蠻逆亂、征討未克。……天匪亡吳、孤所招也。《三國志》卷四十八、孫皓傳注引『江表傳』。

(四) 『晉書』卷十八、五行中は、石印山での「楚九州渚、吳九州都、揚州士、作天子、四世治、太平始」の二十字を「詩妖」、臨平湖の草が除かれ湖が開通したことを「草妖」と位置づけている。ただし、臨平湖畔で発見された石函については、触れていない。

(四) 孫皓天璽元年、吳郡上言、臨平湖自漢末穢塞、今更開通。又于湖邊得石函、函中有小石、青白色、長四寸、廣二寸餘、刻作皇帝字。于是改天冊爲天璽元年。孫盛以爲、元皇中興之符徵、五湖之石瑞也。《水經注》卷四十、漸江水)。

(四) 孫堅母妊堅之時、夢腸出繞腰、有一童女負之繞吳閭門外。又授以芳茅一莖。童女語曰、此善祥也。必生才雄之子。今賜母以土、王於翼軫之地、鼎足於天下。百年中應以異實授於人也。語畢而覺、日起筮之。筮者曰、所夢童女負母繞閭門、是太白之精、感化來夢。夫帝王之興、必有神跡自表。白氣者、金色。及吳滅而晉踐阼、夢之徵焉。《拾遺記》卷八)。

(五) 及母懷妊堅、夢腸出繞吳閭門、寤而懼之、以告鄰母。鄰母曰、安知非吉徵也。《三國志》卷四十六、孫破虜傳注引『吳書』。

(五) 初興平中、吳中童謠曰、黃金車、班蘭耳。閭昌門、出天子。《三國志》卷四十七、吳主傳)。

「孫呉瑞祥年表」

孫	建安二十五(三二二)年	五月、建業に甘露。四月、劉備即位。八月、曹丕に臣礼をとる。
亮	建安二十七年(三二四)年	三月、黄龍が鄱陽に出現。六月、陸遜が劉備を破る。九月、太子の人質を拒否、曹丕に攻撃されるが撃退。十月、黄武と改元。
孫	黄武二(二三三)年	四月、群臣が即位を勸進するも許さず。劉備崩御。五月、曲阿に甘露。
權	黄武四(二三五)年	*六月、皖口に連理。
孫	黄武五(二三六)年	*七月、蒼梧に鳳凰。
孫	黄武八(三二九)年	公卿百官即位を勸進するも許さず。四月、夏口と武昌に黄龍と鳳凰が出現、即位。黄龍と改元。
孫	黄龍三(三三二)年	野蚕が繭。野稻が自生。會稽に嘉禾、嘉禾と改元。
期	嘉禾五(三三六)年	*武昌で甘露。
孫	嘉禾七(三八八)年	孫權が赤鳥を見る、赤鳥と改元。
孫	赤鳥元(三三八)年	八月、武昌に麒麟。
孫	赤鳥二(三三九)年	三月、零陵に甘露。
孫	赤鳥五(三四二)年	五月、海塩に黄龍。
孫	赤鳥七(三四四)年	正月、新都に白虎。*秋、宛陵で嘉禾。
孫	赤鳥九(三四六)年	*武昌で甘露。
孫	赤鳥十一(三四八)年	四月、雲陽に黄龍。五月、鄱陽に白虎。
孫	赤鳥十二(三四九)年	*六月、臨平湖に寶鼎。八月、章安に白鳩。
孫	赤鳥十三(三五一〇)年	神人が改元して皇后を立てることを命令。
孫	赤鳥十四(三五一一年)年	皇后を立て、太元と改元。
孫	太元元(三五一二年)年	十一月、南郊で郊祀。病気で寝つき、翌年崩御。
孫	建興二(三三三)年	十一月、春中に大きな鳥が五羽、五鳳と改元。
亮	五鳳元(三三四)年	十一月、交趾で稗草が稲に変わる。
期	五鳳二(三三五)年	七月、離里山(国山)で大きな岩が自立。

孫	永安三(二六〇)年	三月、西陵に赤鳥。
孫	永安四(二六一)年	九月、布山に白龍。
休	永安五(二六二)年	七月、始新に黄龍。
期	永安六(二六三)年	四月、蜀漢滅亡。泉陵に黄龍、長沙に青龍、慈胡に白燕、豫章に赤雀。
孫	元興二(二六五)年	四月、孫權の蒋山陵に甘露、甘露と改元。
孫	甘露元(二六六)年	十二月、曹魏滅亡。
孫	甘露二(二六六)年	八月、各地から大きな鼎、寶鼎と改元。
孫	建衡三(二七二)年	御苑に鳳凰、翌年から鳳凰と改元。
皓	天册元(二七五)年	呉郡で年月が刻まれた銀が見つかる、改元。
期	天册二(二七六)年	呉郡の臨平湖が開通。湖畔の石函の中から、皇帝と刻まれた青白い石が見つかる、天璽と改元。
孫	天璽元(二七六)年	八月、鄱陽の歴陽山で石印に瑞祥。呉興郡の陽羨の石室に瑞祥。*臨海郡に石樹。

記事の冒頭に*を附したものは、『宋書』卷一十八・二十九 符瑞志中・下を典拠とし、それ以外は『三國志』卷四十七 呉主傳・卷四十八 三嗣主傳を典拠とする。

